

本業所は物價手當一日拾錢、臨時手當として一ヶ月精勤賞
 與（皆勤五圓、一日欠三圓、二日欠二圓）を給與し居りたる

組員 協働會福岡出張所
 財團

財團 協働會福岡出張所

する等皆て争議に見る事例であり將來に於ける労働組合の方向
 を開示したるものとして各方面に注目せられた。

狀況左の通り

- 一、名 稱 明治鐵業株式會社明治鐵業所
- 二、所 在 地 福岡縣嘉穂郡殺田村
- 三、資 本 金 二千萬圓
- 四、代 表 者 社長 松本幹一郎 所長 伊藤正意
- 五、從 業 員 五五五六名
- 六、發 生 解 決 昭和十三年五月二日―六月十八日
- 七、關 係 團 體 全總九州聯合會 日本石炭坑夫組合
- 八、發 生 原 因

本鐵業所は物價手當一日拾錢、臨時手當として一ヶ月精勤賞
 與（皆勤五圓、一日欠三圓、二日欠二圓）を給與し居りたる